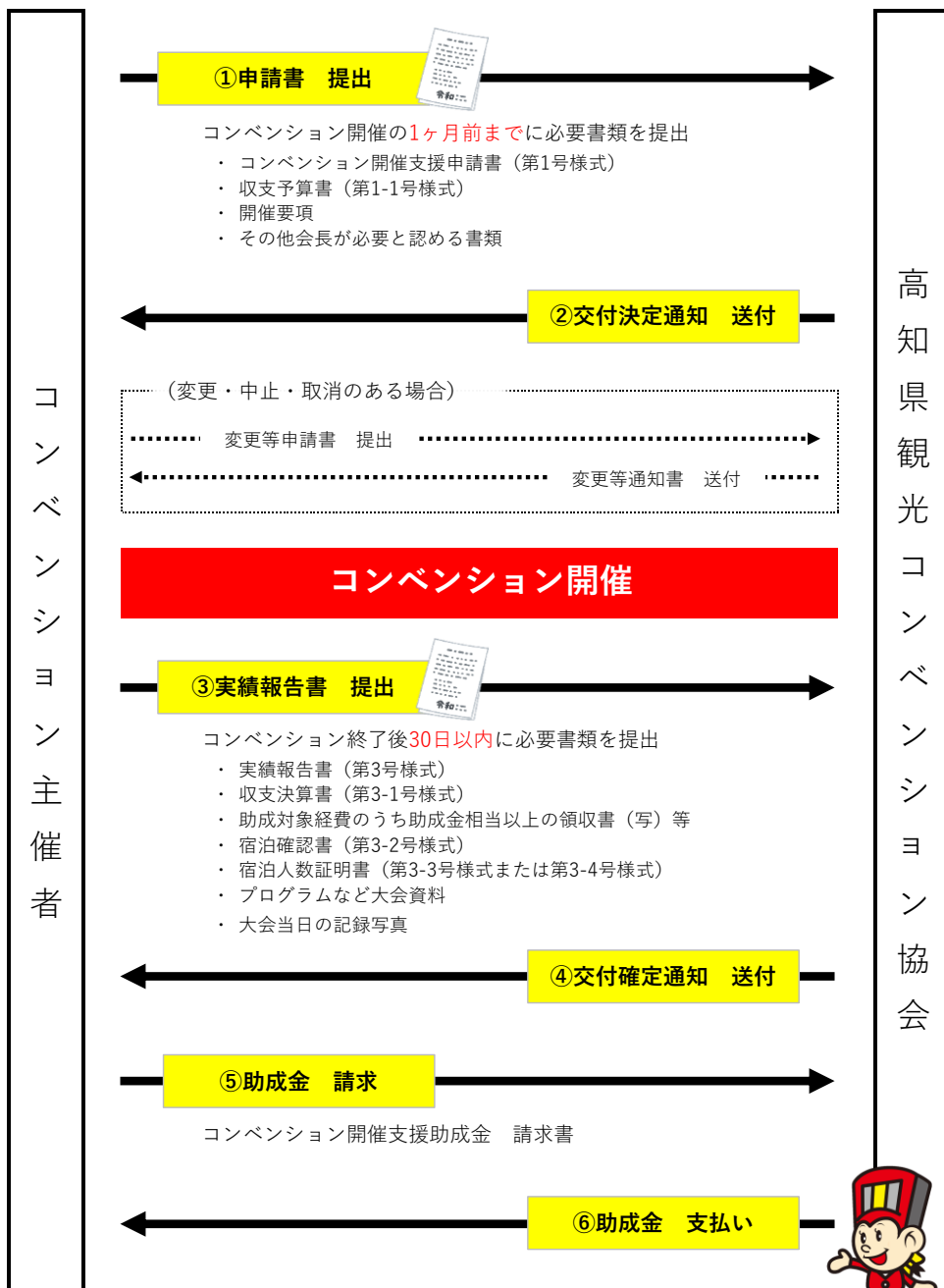


コンベンション開催支援助成金交付手続きの流れ

【注意事項】



①申請書 提出

コンベンション開催の1ヵ月前までに、コンベンション開催支援助成金申請書等、必要書類を提出してください。ただし、予算を超えた場合は受付できません。

②交付決定通知 送付

申請内容を審査したうえで交付決定し、通知書を送付します。

※開催期日までに以下の変更があった場合、速やかに「令和2年度コンベンション開催支援助成金変更等申請書」を提出してください。

- ・ コンベンションが中止となる場合
- ・ 助成申請を取り消す場合
- ・ 開催期間、開催場所、コンベンション名称が変更となる場合
- ・ 宿泊予定数が申請時より増加する場合
- ・ 30%以上、申請額が減額となる場合

③実績報告書 提出

コンベンション終了後、30日以内または、3月31日までのいずれか早い日までに、コンベンション開催支援助成金実績報告書や、実施中の写真・全体写真など、第三者が見て実施したことがわかる記録写真等の必要書類を提出してください。

期限までに提出がない場合、助成金を申請する権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

④交付確定通知 送付

実績内容を審査したうえで交付金額を確定し、通知書を送付します。

⑤助成金 請求

振込先の口座が個人名義、または、申請者と異なる団体名義の場合は委任状の添付が必要です。

⑥助成金 支払い

請求書到着後、指定口座への振込に約1週間から2週間の期間がかかります。

※ 詳細はコンベンション開催支援助成金交付要綱をご確認ください。